

外国人住民の届出：日本で子どもが生まれた場

1. 在留資格取得・・・出生後 60 日を越えて日本に在留するには、子どもにも在留資格が必要です。

子どもの生年月日	子どもの在留資格取得申請の期限日	子どもの在留猶予期限 ※これまでに在留資格を取得しないと、子どもの住民登録がなくなり、健康保険や児童手当などの行政サービスが受けられなくなります
	30日	60日
/ /	/ /	/ /

**※在留資格の取得 30 日起算(入管法 22 条 2)**  
**(30 日目が土日祝、振休、年末年始の休日のときはその翌日(その翌日が休日のときは更にその翌日、以下同じ))**

- 両親の両方が中長期在留者の方：  
 入国管理局にて出生から 30 日以内に在留資格取得申請をしてください。  
 (必要書類)  
 ・住民票謄本（省略なし）  
 ・出生届の写し  
 ・両親分の在留カードの写し
- 両親の両方、またはいずれか一方が特別永住者の方：  
 市民課窓口にて出生から 60 日以内に特別永住許可申請をしてください  
 ※60 日以内ですが、出生届と同じくらい早めに申請してください。

2. 母国への出生申告：駐日外国公館（大使館・領事館）で手続きください。

駐日外国公館リスト

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblast/>

問合せ先

福岡入国管理局	〒812-0003 福岡県福岡市博多区 下臼井 778-1 福岡空港国内線 第3ターミナルビル内	TEL 092-623-2400(代)
外国人在留総合インフォメーションセンター	〒812-0003 福岡県福岡市博多区 下臼井 778-1 福岡空港国内線 第3ターミナルビル内 (福岡入国管理局内)	TEL 0570-013904 (IP 電話・PHS・海外から TEL 03-5796-7112)

連絡先 〒838-0198  
 小郡市小郡 255 番地 1  
 小郡市役所市民課  
 TEL 0942-72-2111(内線 414)